

○ 利用料 平成28年4月1日変更

お支払いいただく料金の基本単価は下記のとおりです。時間の長さによって変わります。

介護保険サービス	サービス内容		介護保険適用外	適用時の利用者負担
	介護給付 (1回)	生活援助(45分未満の場合)		2,086
生活援助(45分以上の場合)			2,565	257
身体介護(30分未満の場合)			2,793	280
身体介護(30分以上1時間未満の場合)			4,423	443
予防給付 (1ヶ月)	予防訪問介護Ⅰ(週1回、1回1時間程度)		13,315	1,332
	予防訪問介護Ⅱ(週2回)		26,619	2,662
	予防訪問介護Ⅲ(週3回)		42,225	4,223

総合事業	サービス内容		利用者負担
	訪問型 サービス (みなし)	訪問Ⅰ(週1回、1回1時間程度)	
訪問Ⅱ(週2回、1回1時間程度)			2,662
訪問Ⅲ(週3回、1回1時間程度)			4,223

一般 サービス (自費サービス)	サービス内容	通常 (平日8:00～18:00)	通常以外 (早朝、夜間、土、日、祝)
		生活援助(1時間の場合)	2,000
身体介護(1時間の場合)		3,000	3,750
身体・生活(1時間の場合)		2,500	3,125
病院内待機(1時間の場合)		1,000	-

- ※ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は保険適用外となり全額自己負担となります。
- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、
深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス
計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となり
ます。
- ※ 介護保険適用の場合で、保険料の滞納等がある場合は、利用者負担額が変わる場合があります。
その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂きますと、サービス提供証明書を発行いたしますので
延滞等を解除後に、サービス提供証明書を後日保険者(墨田区等)の窓口に出しますと、差額の
払戻しを受けることができます。
- ※ 区の生活についての支援を受けている方については上記の金額とは異なります。

加算項目

サービス内容	介護保険適用外	適用時の利用者負担
初回加算	2,252	225
緊急訪問介護加算	1,126	112

サービス内容	加算数	利用者負担
処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.6%に相当する単位数	利用料金の8.6相当